

(第1号様式)

第4回芦屋市文化振興審議会 会議録

日 時	平成23年8月16日(火) 18:00~20:30
場 所	市役所南館4階 大会議室
出席者	会 長 中川 幾郎 欠席委員 須藤 健一 委 員 河内 厚郎 委 員 弘本 由香里 委 員 菘 あつこ 委 員 三宅 正弘 委 員 井原 麗奈 委 員 柴田 愛 委 員 船橋 久郎 委 員 田中 隆子 アドバイザー 竹内 利江研究員 事 務 局 細見文化振興担当課長
事 務 局	総務部行政経営課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 芦屋市文化振興基本計画の策定について

(2) その他

2 配布資料 芦屋景観地区(概要)

3 審議経過

<開会>

(中川会長) 皆さん、今晚は、ただいまから第4回芦屋市文化振興審議会をはじめさせていただきます。

それでは、会議開催に当たり、本日は、9人の委員が出席されていますので、会議は成立しております。

本日、傍聴者は、おられますか。

(事務局細見) 傍聴者は、おられません。

(中川会長) 次に事務局から配布資料について、説明してください。

(事務局細見) それでは、お手元の配布資料について、確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました資料としまして、基本計画素案に対する意見の取りまとめと、芦屋景観地区(概要)を配布しております。なお、前回、景観についてのご質問等があり、参考にして頂くものです。屋根の色につきましては、色彩は、景観色を念頭にけばけばしくならないもの、外壁色と調和したものとなっております。

(中川会長) それでは、次に、次第の2、「芦屋市文化振興基本計画の策定について」に入ります。

前回に引き続きまして、素案に対する各委員さんの具体的な意見についてのまとめが配布されていますので、順次、簡単に意見に対する説明をお願いいたします。

<各委員の意見の説明>

(河内委員) 「文化に関連した商業」と「デザイン」は、芦屋には欠かせません。

単に商業や商店街というだけでは、単純すぎると思うので、芦屋らしさを生かしてほしいと思います。

昭和8年に『ファッション』という雑誌が芦屋から刊行されて、これは日本のファッション誌の最初だといわれているのです。そういうことをあえて言ったら面白いし、それから、10ページ辺りからですね、「コーディネーター」、それから18ページ辺りに「アートプロデューサー」、これは是非入れてほしいです。

それから19ページで、「市民が共有する記憶(思い出)のよすがとなる」ということを入れてみたんですけれども、単に美しいとか、そういうものだったら共通財産にならないんですね。

日本中に美しいものなんて山のようにある。後から市民の記憶に残って、

共有財産になっているから大事なので、あえてこういう言葉を入れてみたんです。

そうしますとですね、22 ページにあるんですけども、具体的には、例えば、詩歌とか絵画なんかは昔から、一定の芦屋らしさと市民風土をつくってきた、そういう芸術や舞台美術がこれからも欲しいと思うのです。

例えば、「細雪」という言葉は、昔からある言葉で、俳句の季語なんです。ところが、細雪という言葉を生かした名句って無かった。

谷崎が初めて小説の題名で使ってヒットしたんです。細雪って、降っているか降っていないかわからない雪のことです。

阪神地域って年に1回くらいしか雪が降らない。しかもバーッと降る雪じゃない。そういう感じを表す言葉なんです。登場人物たちも、なんかモダンなのか古風なのかかわからない女性がいっぱい出てくる。はっきりしているのかはっきりしていないのかかわからない、曖昧さの魅力というのかな、それをよく捉えた言葉なんです。そういう言葉が、成功したことで定着してきているんです。

やはり、文学とか絵画とかいろんなもので練り上げてきているという意味で、その上に、洗練されたという言葉を入れているのです。洗練されたというのは、単に綺麗なという意味ではなくて、いろんな文化的イメージで練り上げられてきている。

だから、やっぱり人工的なものも加わって、自然にも磨きがかかる。

芦屋川の景観にしても、みんな阪神の芦屋駅から見るのを自慢にしているわけですけども、かなり人工的な造りですよ。自然と人工の調和と言えればいいのか、大自然そのままでは絶対ないですよ。そういう人工的なものというのは文化ですので、極端に言うと自然と文化はもともと反意語ですから、それをどうやって生かしてきたかという、やはり洗練されたと入れてみたらどうですか。

(田中委員) 私は大きな枠じゃなくて、単なる言葉の使い方に終始しているのですが、「文化による人づくり」というのが、この前もちょっと申し上げていたんですけども、やっぱり「文化活動による人づくり」としたほうがわかりやすいんじゃないかなというので、「活動」を入れました。

その次では、「人材の育成等に関する支援等」で、こういう短い言葉の中で、「等」を二つ使うのはあまりにも曖昧な感じがするので、どちらかを、

どちらか消してどちらか付けておくとか、二つ使うのはよくないなと思います。

それと「活動が合わさって」というの、「合わさって」というより「合体して」と、言い直したのです。

それと、28ページのところで、これもやはりあの、「など」ですね。「文化の振興に寄与する寄付税制等の周知などにより」、ここも、「等」「など」、二つ付いているから、どちらかより曖昧なほうを消したほうがいいなという感じでした。他にもちょっとあったと思うのです。

(柴田委員) 「文化による人づくりの推進」等について、私は人づくりに重点を置いて欲しいという思いが非常にありますので、出来ましたら、「市民の文化活動」のところに、「国際文化」「芸術活動」とを入れて頂きたいという思いと、あと、学校教育の場における文化活動の推進という部分で、強い提案をしていければいいなあとと思ひまして、自分なりに書き込んだのです。

芦屋というまちに関しては、やっぱり住むまちというイメージが非常にある中で、住むのであれば、文化に携わっていける、住んでプラスになる、何かメリットの部分というのを文化で謳っていけることが出来たらいいなあとというのがございまして、特に、国際について、すぐ浜のほうにございます国際高校も、国際と名前が付いてから非常に知名度が上がったというイメージを持っておりまして、芦屋に住んでいる人、非常に、国際交流にも興味を持っているのかなあとこの部分をすごく思っておりますので、今既存の文化を上手く生かしていくこともすごくお話されていると思うんですけど、それに加えて、海外に目を向けた人づくりを文化のところで謳っていただけたいなあとというふうに考えております。

(中川会長) ここに書かれていることの具体的な提案はいかがでしょう。他にも、書かれている具体的な提案ですか、各委員から出た例えばこういうものは、計画の中に入れるほどの、何て言うのかな、グレードに達していないと思われるものもあるじゃないですか。もう少し抽象化しておかないと駄目です。それから、これは今度の計画の付録みたいな形で、この委員会はこのように具体的な事業提案があったと、付録として掲載することで処理できますか。

(事務局細見) そのように実は、審議会委員からの意見というような形で、具体的

な事例については、羅列するような書き方をされている場合もありますので、そのような書き方もできると思います。

(中川会長) そういう処理をして頂くべき部分も大分あります。例えば、「公立小・中学校・幼稚園に外国人ボランティアとのふれあい文化授業を導入する」なども、それになるでしょうね。ここに出ているものは、事業細目で挙げるのはちょっと難しいでしょう。だからと言ってそういうもの全部無視していたんでは、せっかく皆一生懸命提案してくれてはる、彩が消えてしまう。

それから、まず柴田さんの御提案ですね。「文化活動」という文言を、「国際文化・芸術活動」に統一して欲しいということに関して、いかがですか。まず、事務局の意見はどうですか。

(事務局細見) 国際理解教育推進事業で、日本語指導を必要とする児童生徒に日本語指導ボランティア(ポルトガル語、スペイン語など6言語)事業などが実施されています。

それと条例を受けまして、文化と、文化活動の定義をしていますので、国際文化・芸術活動というのは、用語的にはあるんですけども、いわゆる国際文化については、ここの、一つの項目の中に、国内外との交流の促進というところで挙がっていますので、国際文化としていきなり挙げてしまうと、重複するのではないかというのが一つあると思うのです。市民の文化活動ということと、国内外としての交流の促進ということに、二つ分けていますので、ここを、一つにしてしまうと条例上の表現としても、読みにくいという感じがするのです。

(中川会長) これは使えない、ということです。

次のページに書いてある細かな、良好な街あるき景観だとか、あと観光協会の活用とか、ガーデンコンテスト、景観100選、こういうものもさっき言ったように付録として、事業例として送り出せませんか。

(事務局細見) 市制70周年記念で、今回ですけども、『芦屋の四季・70選』というものが作られていますので、毎年作るというわけにもいかないですけども、また事業例としては、オープンガーデンも実施しています。

(船橋委員) 芦屋観光協会という名前が出ましたので、私も昨年から観光協会に入りまして、観光協会でもこのパンフレットを作っているんです。芦屋八景として、こういうところを徐々に紹介していこうという運動は、今年から始めています。ですから、これにあと増やしていくかどうかを、増やしていくと思いますけど、そのときに、市民の意見を取り入れるかどうか、今のところ私ではわかりませんが、そういう努力、協力はしています。

(中川会長) 八景とか、100景とかもあるね、13景とかいろいろあるけども、やったもの勝ちなんですよ。それを行政が後押ししてやるかといったときに、その、今言っているような住民参加、これがどういうように働いているの、というのが問われてくると思いますね。観光協会の特薦10景みたいなのは、どこでもやっていますね。それより、それは、市、行政全く関係なしに、観光協会がやっているんですって済ましているところもある。だから、その芦屋70選の場合は、市の仕事としてやったわけでしょう。

(事務局細見) そうです、市として、この7月15日号の広報紙にも、『芦屋の四季・70選』が1,000円で販売されており、こういう形で掲載もしています。

(中川会長) それでは、改めまして、皆さん一通り御意見頂きましたが、もう一度、御意見を頂きたいと思います。ここから先は、出てくる御意見、逐一きちっと反映できるかどうか保証はとれませんけども、やはり出ている話は具体的な事業提案であるとか、もうちょっとグレードの高い、書きぶりを改めるといふのかな、ちょっと補強するといふのもありますし、あるいは変えるといふ提案もありました。ですので、もう一度見て頂いて、さらっと舐めた形で、ご意見を賜りたい。では、目次はいいとして、「計画の策定に当たって」から「1 策定の趣旨」「2 計画期間」「3 計画の対象となる文化」というところまで、御覧頂けますか。

ここで出た御意見は、船橋さん、井原さんの方から、計画期間が5年というのは短期過ぎるんじゃないか、短期、中期、長期に分けたらどうかということですが、これについて、事務局いかがですか。

(事務局細見) 総合計画が今現在、最長10年というのが、決まっております。それと、一応これは具体的な事例なんですけども、短期、中期、長期という形

で分けて頂くのもいいのですが、15年間の計画を作る場合に、そういう長期的なビジョンとして進行管理する場合に、盛り込むことが実際にできる事業があるのだろうかというのがちょっとございまして、10年を超えるという期間を設けることが、総合計画を超えることになりますので、どのような扱いをしたらいいのかというのが、ちょっと、超える部分では難しいのではないかと。

(中川会長) それでは、私、提案します。次の総合計画の最終年次はいつですか。

(事務局細見) 32年と思います。

(中川会長) 23年からスタート。

(事務局細見) はい、そうです。今年の4月からスタートです。

(中川会長) ということは、10年ですね。じゃあ、その平成32年は最終期にしたらいいと思います。それで、前期、後期に分けて実施計画を行政側が策定する。これは、基本計画でしょ。基本計画は政策の大綱を示すものですから。実施計画は行政が作らないとあきません。文化振興連絡会議みたいに諮って、だから、前期実施計画、後期実施計画として具体化する作業に入って頂くというのはどうですか。

(事務局細見) それについて今まで、幹事会と本部会議で説明しておりますのは、いわゆるこの基本計画を定めると、通常アクション・プランなど、実施計画があるわけですが、実質上、これにある程度計画的な方向性ができれば、もう、総合計画での実施計画を活用すると、文化に関する実施計画は作成しないという形で、ずっと説明をしてきているんです。

要するに、総合計画の実施計画は毎年定められます。そこで予算の配分等についても決まると。ここで、ある程度実現可能なもの、要望的なニーズがあれば、主管課で当然予算が要求されてきますので、効果的であり、ここで決定しても、非常に難しいと思っています。

(中川会長) ちょっと待ってください。その総合計画には、目録数値入っているん

ですか。

(事務局細見) 目標数値は入っていません。

(中川会長) そうすると、総合計画の中の文化の章はどうなっていますか。

(事務局細見) 総合計画の基本構想第3章、まちづくりの基本方針として、
「1 人と人がつながって新しい世代につなげる」、

目標とする10年後の芦屋の姿として、
「2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている」、

施策目標として、
「2-1 市民の教養を高める機会が豊富にある」、
「2-2 多様な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている」となっています。

前期基本計画では、
2 前期5年の取組の方向性として、

個性豊かで幅広い芦屋文化が発展していくよう、市民が日頃から芸術文化やスポーツなどの活動に親しみ、幅広い知識や教養を育みながら、その成果を発揮し、地域の伝統や歴史などとともに次の世代につないでいく取組を進めていきます。

前期5年の重点施策として
2-1-1 幅広い知識と教養を育む機会の充実に努めます。
・各社会教育施設における様々なテーマの講座や講演会による学習機会のメニューを充実させ、生涯学習の推進に努めます。
・社会教育関連団体の活動の成果を地域貢献に活かすなど、社会教育行政の推進に努めます。
・景観や文化財への理解促進、読書活動の支援、美術レクチャーなど、社会

教育と学校園との連携を拡充します。

2-1-2 日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。

- ・文化振興基本計画を策定し，日頃から文化に親しめる環境づくりを進めます。
- ・親しみやすく，かつ芸術文化を発信する拠点となるよう各文化施設を運営します。

2-1-3 地域の伝統や歴史が，次の世代に語り継がれていく活動を促進します。

- ・既存の文化財の周知，啓発事業拡充と新規指定に向けた取組を行います。
- ・埋蔵文化財の発掘調査や出土遺物の再整理を引き続き実施します。
- ・各小学校で地域の伝統や歴史を語り継ぐ活動を進めます。
となっています。

(中川会長) この「第1章 計画の策定に当たって」の「策定の趣旨」のところを，総合計画の第何章，第何を受けた計画であるという性格と，前期と後期に分けて，具体的なプログラムを精査していきますと，書けばいいと思います。

それから，もう1つ抜けているのが，文化振興基本計画は，条例第何条を受けた計画です，という，もう一つの性格あるでしょう，それが抜けていますね。

(事務局細見) 「総合計画との関係」の中で，言われた部分とは，細かには一致はしていないのですが，「この計画は，第4次芦屋市総合計画及び各行政分野の計画と整合性を図りながら，芦屋市文化基本条例に基づく文化の振興に関する基本的な計画として，文化施策の方向性を包括的に示す計画です」という書き方をしています。

(中川会長) それはむしろ「策定の趣旨」のほうに入れてください。「総合計画との関係」は「策定の趣旨」に入れたほうがはっきりすると思います。

ですから，段落で言ったら，第2段落の次ね。「この文化振興基本計画は」の前に，「この計画は，第4次芦屋市総合計画」というようなこと書いてあるでしょう。「文化施策の方向性を包括的に示す計画」であると。「計画です。」「さらに」と入れたらいいんですよ。さらに，「この文化振興基本計画は」

と。さらに、この計画は、指針であると。そうしたら、もう少しはっきりするん違います。

次に、短期、中期、長期となったら、違う意味になっちゃう。短期計画といたら事業実施計画、中期計画といたら基本計画、長期計画といたら総合計画になっちゃうから。レベルが違うんです。意味が変わってしまう。だから、平成28年を、32年までの10カ年間の計画期間を設け、各、前期5年、後期5年をひとつの区切りとして、とします。

(事務局細見) この基本計画は24年から始まるんですが、確かに、終わるのが32年ですので、終わるんですけども、いわゆる、総合計画での文化の位置づけは、次は、33年度から新しいものが出発します。それを受けて、その個別計画ですから、これ32年で切ってしまうと、総合計画と同時に出発するのはいいんですけども、片一方審議しているときに、またこれもということになりますと、一年ずれているということが、非常に、総合計画の趣旨が反映できるということではいかがなんでしょうか。

(中川会長) それは、芦屋市における上位計画である総合計画と中期計画の各分野別基本計画の作り方の流れ方、ルールがどうなっているかによります。

(事務局細見) それは、通常はもう出発した時点から、設けますので、結果的に、そのような計画として盛り込みます。

(中川会長) いや、違う、総合計画が始まる年度よりも、遅い年度に終るように基本計画を持っていつているのか、各分野別の計画は。

(事務局細見) いや、それはそうとは限りません。それは、限らないと思うのです。ただ、これだけのことを申しますと、総合計画として上位計画というものありますから、それがはっきりしてから、これは、個別計画を作成します。

(中川会長) 違うでしょ。総合計画に、この分野別計画を反映させるべきと違うの、総合計画担当が文化振興計画まで話できるわけですか。

(事務局細見) といいますのは、総合計画は、それも、総論的なものですけども、

これは全体計画ですので、細かなところまでは総合計画では全部は謳われておりません。

(中川会長) だから、中期計画が固まってから総合計画に反映されるのが正解ですよ、本当は。各部局が目標指数も、全部、目標設定も出すわけだから、総合計画担当部局が勝手に文化振興計画を命令できるわけ無いでしょ。

だからね、僕に言わせたら、あんなもの1年、2年のずれなんかどうでもいいと思うわけ。そのときに、現在の計画が切れているなら早めに作ったっていいし、総合計画をこえてまだ残っているなら、新しい総合計画にまだ残っている総合計画に反映しても構わないわけで、それは原局対総合計画の担当部局との役割分担どうしてるんですかに関わるわけです。

(事務局細見) ということは、同時に出発しますと、この、個別計画を先に立ち上げないと総合計画もできなくなる。同時並行的に言いますと、ずっと進むわけですけども、結果的に、この個別計画が、例えば先にできているということでしょうか。

(中川会長) それは、任せします。10年言わんと12年でも構わない。9年でも構わない。5年は困るという話です。

(事務局細見) そうしましたら、10年を一つのスパンとしておいて、前期5年、あるいは、一つの区切りとして、見直しを行いますというような形で、よろしいわけですか。一応、ちょっと文言を精査します。

(中川会長) ただし、5年は困ります。

(事務局細見) 5年は、短いという。

(中川会長) 短すぎる。5年経って、また改訂は、大変でしょう。諸情勢の変化や施策の評価を踏まえ、柔軟かつ適切に、修正もしくは推進、点検を行います、で構わないですよ。

だから、例えば、書き方を、それはもう行政の遣り易いようにしはったらよろしいんです。文化振興基本計画 第1次文化振興基本計画と名前付けて、

第1次文化振興計画の次、第2次文化振興計画と名前付けて改良版出すのもよし。第1次文化振興計画バージョン2に変えるのもよし、それは構わないです。ただ、それを行政が勝手にやると、話がややこしくなりますよね、ということ。

(事務局細見) 前期5年、後期5年を区切りとして、諸情勢の変化って、諸情勢の変化が無ければ、それは、審議会の意見を聞かせて頂いて、今回は、もう改訂しません、というような結論もあるのでしょうか。

(中川会長) それは、あるでしょう。実際に、施策評価は毎年するわけでしょう。結果、全然これ進んでいませんとなったら、また、継続的に、これをしないとあきませんねと答えるものもあれば。こんなところに穴が開いているものがありますよね、と言ったら、新しく起こさないといけないものも出てくるん違います。大事なのは、基本計画の中の各施策が実際動くかということです。基本計画の骨子はさほど動かす必要ないのと違います。

ちょっと、先行きます。では、次のページ。この二重鍵括弧にある「この計画に基づく事業の進捗状況等については、文化振興審議会において毎年点検、検証して公表します」となっています。これはこれでいいですね。これは、「進行管理」をこの文章に変えるということです。修正意見に変えて頂きます。

次に「地域意識の希薄化解消のため、町ごとに「赤ちょうちん」的な場所」というのは、これは具体事業の提案みたいになりますけど、どういう形で活かせますか。

(船橋委員) ちょっと表現が、足りなかったかも知れませんが、とにかく人が集まれる場所で、しかも、集会所みたいなところではなく、お茶でもそこで飲みながら、皆が集まれるところという意味を持って書きました。

(河内委員) 場所、時間を決めて集まるんじゃなくて、いつ行っても、まあ、そこ行けば誰かいる、そういう意味やと思うんです。

(松委員) なんか、「まちの駅」とか、ありますよね。全国で登録している。NPO地域交流センターの「まちの駅連絡協議会」がやっている「まちの駅」。

(井原委員) カフェとか。

(松委員) カフェとか、あの、それこそ居酒屋さんのこともあると思うんですけど、誰が入ってきても、別にお金払ってコーヒー飲まなくても、道を聞くこともできるし、トイレを借りることもできる。

(中川会長) わかりました。ただ、これは文化政策上の課題というより、コミュニティ政策と地域政策、後ろに付録で入れてもらえますか。それでは、次「文化をとりまく現状と課題」、ここはですね、弘本委員のほうから、「現状」と「課題」は、ちょっと平板な感じがすると。

(弘本委員) そうですね。特にですね、「現状」の(1)は、人口の話が書かれているので、これはこれでしょうが無いと思うんですが、(2)の「市民意識について」という括りですけど、これは、アンケート自体が別に意識だけではなく、活動の実態をきいてもいるわけですよ、だから、ちょっと言葉を、なんか意識と活動の現況とかですね、状況とか、何か、もうちょっと、意識だけではなく、活動自体を踏まえて課題を抽出していつているのだということがわかる項目の、見出しのつけ方を、まずして頂くということと、それから、6月8日の会議のときに、冒頭で竹内さんのほうからアンケートの結果についての、御紹介がありましたけれども、その中に、この委員会の皆さんもおっしゃっているのと同じような話が沢山出てくるんですね。アンケートの中で、例えば、お稽古文化が非常に発達しているので、お稽古事をしている人が、とか習い事をしている人が非常に多くなって数字が出てきていたりですとか、それから、コミスクが非常に活発に活動しているって実態もあるということや、ボランティア活動している人も多いということが、アンケートの中に出てきているわけですよ。それを、やっぱり、ここにちゃんと入れたほうがいいのではないかと、プラス面も、ということが一つあると思います。それから、マイナス面としては、けれども、子育て世代は非常に活動しにくい状況もある、活動レベルが低いと、活動頻度が低いということですね。それから、若者の中には、全く活動していない人たちがかなり沢山いるというような話というのは、やっぱり入れておくべきではないかなとは思いますが。

(中川会長) それを補強して、記述に入れます。入れて頂きましょう。そして、何
というか、このところは弘本さんの得意じゃないかなあとありますが、
いわゆる、SWOT分析みたいな書き方したほうがいいわけやね。

(弘本委員) そうですね。

(中川会長) 強み、弱み、それから、与えられているチャンス。

(弘本委員) 単にアンケートの結果何々、というわけではなく、読み込むというよ
うな形で入れたほうがいいかなとは思いますが。

(中川会長) SWOT (Strengths, Weaknesses, Opportunities, Threats) に則した記述
に変えましょうか。外部から侵略される脅威。芦屋は脅威にさらされている
という自覚はあるのやろうか。何かあるのやろうか。永久不滅の芦屋をほん
まに襲ってきている脅威って何やろう。

(三宅委員) 一つは、宅地の細分化。お屋敷外の景観の喪失ぐらいが、一つ大きな、
環境面ではかなりいろんな施策をしていると思うんですけど。一方で、いわ
ゆる、その、この文化のもととなったお屋敷外の景観の喪失っていうのは、
非常に大きいですね。マンションに変わったり、宅地の相続のときの細分化
とか、環境ですかね。まあ、勿論、それに伴う商業化もそうなのかもしれま
せんけども。

(中川会長) まあ、ある意味では、大衆、民衆化が進むことによって、中産階級に
皆がばらけていくわけですよ。中産上層階級から中産中層下層と。

(三宅委員) だから、まあ、芦屋の特徴というのは、もう、無くなっていく傾向で
すよね。

(中川会長) わかりました。いずれにせよ、この辺りを SWOT 分析的に書いたほう
がいいでしょうね。

はい。それでは、次、お願いします。施策体系も弘本委員から沢山御指摘

頂いたんですが、河内委員さんからも御提案、「デザイン」が入ります。課題として、(4)「文化資源を活用した地域づくりの推進」のところに、「商業やデザインの振興」。この言い方でいいですか。

(河内委員) 私は、はっきり振興してほしいと。

(中川会長) はい。デザインの振興。

(三宅委員) 商業、ビジネスって柔らかく言うておく。

(河内委員) ビジネスねえ。

(弘本委員) 産業だと大きすぎる。

(三宅委員) ああ、産業ぐらい。

(中川会長) 文化に関連した産業ね。

(三宅委員) 商業って限定しなくてもいいんですかね。文化産業とか。

(河内委員) 商業という概念は、ちょっと入れたい。やっぱり、工業都市じゃないし、芦屋らしい商業やってほしいですね。柔らか味のある。

(三宅委員) 何か、産業というほうが、確かに、その、今の、民間の産業も含めて書いてて、商い、商業のほうが、その、生活に密着したってということですか。

(河内委員) 産業には、製造業のイメージが入るん違いますか。それ、あんまりないからね。

(中川会長) じゃあ、一旦、「商業」を入れておきましょうか。それから、次のページ、11ページの右上の「施策体系」1と2の順番を入れ替える。

(弘本委員) そうですね。下の「施策体系」に合わせて。

(中川会長) この「体系」のとおりに入れ替えるということですね。それから、次に、上の変更((1) 芦屋固有の価値を高める都市文化の振興,(2) 市民一人一人の創造性を育む市民文化の振興,(3))芦屋固有の価値を高める都市文化の振興に準じて、これ以降の細目の変更が必要になりますが、今回の手入れでは、このたたき台に入れて行きます。

(菘委員) これは、私が注釈をつけたもので、弘本さんの案に合わせて、順番が入れ変わるんだったら、頂いた書きこみ資料は、もと頂いていたものだったので、弘本さん案に合わせるんだったら、これ全部、こう矢印とか入れないといけないけれど。それは、今はしませんということを書き込ませて頂いた。

(中川会長) じゃあ、これは無視して、入れ替えるということ。

(菘委員) そうです。そうしてもらったら、これは、解決します。

(井原委員) そういうこと前提なんですね。

(菘委員) そうですね。

(中川会長) わかっていますね。

(事務局細見) この中身とこの後ろの項目で、ちょっと続きがよくわからないんです。この弘本案は、このことだけを言われているのか、そこら辺がちょっと、理解できないので。

(中川会長) このフレームがあるじゃないですか。このフレームの1番が「都市文化」のほうですよ。2番が「市民一人一人」の「市民文化」で、3番が文化基盤のつくりですよ。この並びに変えましょう、という話です。

(事務局細見) 文言もですか。

(中川会長) 文言というか、施策の組立てを。11ページ、第6章の「施策体系」の

が、下の と入れ替わるという。ごそっと。 のグループが。

(事務局細見) 文化資源を活用した地域づくりというのか、そういうものを上へ持ってあがるという。

(中川会長) 「芦屋固有の価値を高める都市文化の振興」というのが、1番に行きま
す、こういうことです。 は変わらない。 と が入れ替わる。わからない
ですか。どうわからない。

(事務局細見) これは、後ろに書いて頂いている部分とこの部分が一致するのか、
この文言「ア 市民の文化活動の充実」、「イ 高齢者、障がい者等の文化活
動の充実」、「ウ 青少年の文化活動の充実」、「エ 学校教育における文化活
動の充実」、「オ 人材の育成に関する支援」、「カ 文化団体の育成に関する
支援」の項目は、もう少し直すのか、いわゆる、新たに、1番初めが都市文
化、次、市民文化、芦屋文化と言っているわけですよ。これ3つ種類がある
かのごとく、表現を受けるんですけども、その部分の説明って、全体として
無いのです。だから、いきなりこう、ぽんと出てくると、このアイウエの項
目の書き方との整合性ですけれども、そこら辺も全部触るのでしょうか、と
いう意味です。

(中川会長) アイウエオカはそのままグループの中に入っているわけでしょ。

(事務局細見) これは、変えるのでしょうか。

(中川会長) 変える必要ないじゃないですか。グループごと並びが変わるというだ
けのことでしょ。

(事務局細見) 都市文化の振興として2番目を変えたら、結果的に、「地域の伝統的
な文化の保存」、「国内及び国外との交流の促進」、「地域の文化資源の活用」、
「良好な景観の形成」というように。

(中川会長) 違う。 の「文化資源を活用した地域づくりの推進」が、(1)の「芦
屋固有の価値を高める都市文化の振興」に変わるわけでしょ。

だから、そうすると、必然的にア、イと、「地域の伝統的な文化の保存等」から「良好な景観の形成」も、その に変えて、(1)のグループとして所属しているわけだから、それは、そのまま、ぼそっと上に入れ替わったらいいいんじゃないですかと言っている。

(事務局細見) それが都市文化としての表現と、この地域の伝統文化の保存等、国内及び国外との交流の促進 地域の文化資源の活用 良好な景観の形成が、都市文化の部分として合うのかなあと、ちょっと、思っているのです。

(中川会長) 都市文化じゃないですか。

(事務局細見) 市民文化いうのと、都市文化、芦屋文化って3つ分かれても、ちょっと、そこら辺が、理解ができない、そういうことです。

(弘本委員) 基盤づくりですよ、3つは。頭だしだけで理解しないでください。いや、事務局が書いているのと基本的には一緒ですよ。基本的な考え方は、そんなに大きく変わっていないと思います。ただ、言葉の表現を少し変えていたり、ということであって、あの、そういう言葉 1 個が変わっただけです。

(中川会長) 言うたら、じゃあ、逆にお聞きしますけど、ここのアイウエオカは、前、審議したと思うけど、もともとどこから出てきた、と言えます。

(事務局細見) もともとですね、これは、いろんな事例を見させて頂いたのですが、芦屋文化の再生と振興を支える基盤づくりとして、3番でしたら、旧では、環境整備として、市立文化施設の充実、学校施設、公共施設の活用、情報の収集等、それから文化活動に対する支援、こういうものが、該当するものとして整合性がとれるのかなあとと思います。

(中川会長) いや、これ、条例を審議したときに出てきた体系じゃないんですか。

(事務局細見) このアイウエオの項目は、そうです。

(中川会長) そうでしょ。

(事務局細見) この施策の柱の部分は、こちらで、ある程度検討して、そのようにしています。

(中川会長) 条例を審議して出てきたものを、この3つの体系に組み直すという作業をしたわけじゃないですか。それを弘本委員にお願いしたわけじゃないですか。

(弘本委員) 事務局としては、その、最初にお作りになった、その体系の中のアイウエオカという表現と、私が基本的な施策のところ、皆さんの審議会の中での意見を、ある程度、もうちょっと加えて、それから、条例作りの前の段階であった提言ありましたよね、その提言の要素を少し加味して、完全に入れ替えているわけじゃないんですよ。事務局のこのベースの案を、基本的には踏襲しながら、少し、その、混ぜ込んでいってるんですよ。そのような形で作っているんですね。これに変わることが、何というか、全体として整合をとれるのかということと、委員の方も、少し、そこのところはどうなったのかなっというの、わからないなって言っているところだと思っんです。

(中川会長) ということは、ええっと、弘本原案7月13日バージョンに書かれている「基本的な施策」というのが、 から ぐらいまであったりしますよね。

(弘本委員) そうです。そこに少し加えていっているんですよ、事務局が作られたものにプラスアルファして。だから、その要素の中で、ここまで入れる必要は無いんじゃないかとか、これ、無理があるんじゃないかというの削って頂いていいんですけどね。

(中川会長) じゃあ、市民文化でいったところで、「市民の文化活動の充実」というのが、「芦屋文化の担い手を育む、幅広い市民の文化活動の充実」というふうに書いてくださっているわけですよ。つまり、ここの旧 のア「市民の文化活動の充実」というのが、弘本原案(2)の に対応していると、こう理解したらいいわけでしょ。

(弘本委員) そんなに大きくは逸脱しないように、あの、しているつもりではあるんですけどね。あの、そんな大変な作業を事務局には大変なことです。

(中川会長) どうなんですか。別に、この弘本原案の位置を、逆に、もとどおり 2 に持って行って、(2)の「市民一人」をもとに戻して 1 に持ってくと言っても、さほど問題は無いわけやけど。さほど問題は無い。そんなにしんどい作業やったら、もとに戻してやってもいいですよ。問題は、この、基本的な施策と、アイウエオカの書き振り等、どう整合させるのという、その作業についてはどうでしょうっていうことですわ。

だから、例えば、「市立文化施設の充実」って言うたら、これは、例えば、「芦屋文化の発展的継承と将来への文化投資を支える、芦屋スタイルの寄付文化の構築及び基金の活用」、あれ、これ違うなあ。

(弘本委員) 少し加えていっている要素はあるんです。だから、それはもう、この期に及んでしんどいということであれば、もう、あの、この順番の枠組み、あの、順番、大きな施策の 3 つのそこだけは、これ、新しい案に入れ替えて頂いて、それにくっついているものは、もともとの入れられても、そんなに大きく齟齬は起きないとは思いますがよ。

(中川会長) そういうことですけど。

(弘本委員) ただ、まあ、可能であれば、皆さんせっかくおっしゃった要素を、という意味で盛り込んだらどうかと思って、あの、書かせて頂いているわけです。

(中川会長) だから、これ、基本的な施策のところですから、例えば、こだわっているのは、アイウエオカとかいうのは条例審議から出てきたような、かなりオーソライズされている言葉なので、抵抗が強いんだと思うんですよね。であれば、それはそれで置いておいても構わないし。ただ、これの説明があるよね。これをもうちょっと詳しく説明する説明がね。それが後ろのほうでちゃんと意を尽くされているかということですよ。

ということで、12 ページの上の段までについては、今の議論でとどめます

が、アイウエオカを残すということで、一応置いておきます。

では、この順番も入れ替えないということで、もとに戻しましょうか。

「芦屋固有の価値を高める都市文化の振興」じゃなくって、「市民一人一人の創造性を育む市民文化の振興」に戻して。

(弘本委員) いや、それは、私は、あの、少なくとも順番は入れ替えたほうがいいんじゃないかと思います。

(中川会長) やっぱり。

(弘本委員) というのは、皆さんの思いとして、芦屋の都市としての文化政策っていう、都市文化政策を前面に出したいという思いって強いのかなと思うんです、お話を聞いていて。であれば、それを、わずかな功績とはいえですね、前に出しておいたほうが、特徴としては、表現できるのではないかと思いますね。

(中川会長) そうしますと、この部分がページのいいいますと、19ページの「文化資源を活用した地域づくりの推進」、これはちょっと表題変わりますが、こっちと入れ替わるということですね、ごそっと。19ページのね、「文化資源を活用した地域づくりの推進」とあるじゃないですか。これが、都市文化でしょ。

(弘本委員) 19ページって、後ろの話ですよ。はい、そうです。

(中川会長) 現施策。

(弘本委員) はい。

(中川会長) これ、このグループと、このグループと、12ページのこのグループと、そっくり入れ替えちゃうという。

(弘本委員) そういうことですね。

(中川会長) ということですね。

(弘本委員) はい。

(中川会長) ということです。やっぱり、この順番は、都市文化から行きましょう。

(弘本委員) それ、私の意見ですけどね。それ別に条例と齟齬あるという話では無いと思いますけど。

(中川会長) はい、それでは結構です。と言いながら、一応 を点検します。入替えてこと確認しただけで、「それらを行うためのコーディネーターとしての人材を登用し、きめ細かな施策を行います」、これはどういう入れ方しましょう。

(柴田委員) 弘本さんが作ってくださっている表の、3番、「芦屋文化の再生と振興を支える基盤づくり」のところの3項目目にあります、「芦屋文化の再生と振興を支える、データベースの構築と活用」を上手く文言としてコーディネーターの育成に上手く入れることってできないですか。この3番の「文化の振興を図るための環境整備」を、「芦屋文化の再生と振興を支える基盤づくり」に書き換えました際には、項目が今アイウエオカと結構項目が多くなっているんですけど、ここに、「情報の収集等」という項目がウにありまして、これはおそらくその弘本さんの表の、3番の「データベースの構築と活用」に近い情報かなあと思うのでここに上手く組み入れてもらうことはできますと、コーディネーターの育成も上手く持って来れるのかなと思います。

(中川会長) どこかに「情報の収集」入った気がするんですけど。

(弘本委員) 25 ページに、入ってはいるんですが、「情報の収集等」と書かれているのが、思いが伝わりにくいというように感じます。

(柴田委員) コーディネーターの育成には使えなさそうな気がします。

(菘委員) これを実は書いたのは私なんですけど、何か、市民の人づくりの部分だ

ったので、コーディネーターという人材を作っていくみたいなイメージで取り上げさせて頂いたんですね。まあ、一瞬できるかなって、今、もしかしてできるかもって思いながらお聞きしていたんですけど。データベースのほうのイメージは、情報を集めてデータベース化するっていうほうをイメージしていたので、人づくりと分けてイメージして行って、ここに書かせて頂いたんですけど。

(中川会長) コーディネーターの場合、活用というので、データベースっていうのは関連がするので、直接関連させるのは、ちょっとしんどい。

(柴田委員) 前回の議会のときにコーディネーターの意見が出ておりましたので、それが非常に魅力的でして、私もつたないイラストで、コーディネーター作ってと書いたんですけども、何かしら文言の中に、こういうような人材についての内容が入っていると、実際に活用することはできるんじゃないのかな、という意味で、何か入れてもらえたらいいなあという思いもあります。ベストの言葉が、ちょっと見つけられていないのですが。

(中川会長) これは、どうやったかな。市民プロデューサーとは、また違うよね、これ。

(柴田委員) それです。

(中川会長) 市民プロデューサーの活用とは、ちょっと違うよね。

(柴田委員) すみません。私はそれだったんですけど。

(中川会長) どっち、これ。

(菘委員) 私が書かせて頂いたのは、ちょっと市民プロデューサーとはイメージが違うんです。プロデューサーもコーディネーターも両方必要だと思っております。プロデューサーはもっと、実際の事業を行うプロデューサーのイメージ。コーディネーターは、どっちかっていうと、行政の職員みたいな形で登用されて、プロデューサーもコーディネートしていくような、人材を採用す

るような、その人をつくるというのと、両方あるという。

(中川会長) これも一旦、付録のほうにまわしましょうか。それから。短期、中期、長期の話は、もう終わりましたね。それから次、「新規：市民による提案制度として、市民政策アドバイザー制度を整えるか、文化活動の環境整備のための意見を募る目安箱を設置する」。これも、一応、あれですね、付録のほうに一旦まわしてみましよう。

えっと、「市民政策アドバイザー制度」って、具体的に、これ、どう活用するかもちょっと踏まえないと、文化関係では使いにくい、これは、このままでは、「市民政策アドバイザー制度」っていうのは、どの分野のアドバイザーか、はっきりしないと。単なる文句だらけのという、アドバイザーなのに、クレーム有りになってしまう可能性もあるから。ちょっと、精密な話をしないと。これは、ちょっと言葉だけでは難しい。

次、「住宅地と市主催の催事会場を結ぶマイクロバスを」運転、これも付録のほうに、一旦置いておきましょうか。

(三宅委員) ここで申し訳ないんですけど、障がい者、高齢者のところに、その、障がい者アートとか、高齢者のアートとか、どっちかっていうと、施設から、どこにでもあるような、文言ではなくて、積極的に障がい者とか高齢者のアート活動とか、そういう項目を入れてはどうかなあと思うんですけど。

(中川会長) それはねえ、どうしましょう。

(三宅委員) あの、他の施策とよく似たような、せっかく文化なんで、消極的なものより積極的な文化活動ということ、特に、あの、先生が前回もおっしゃっていた。

(中川会長) 障がい者だからとか、乗り越えて、障がい者であるが故に、逆に優れたアーティストから逆に学ばなあかんの違うっていう概念あるでしょう。それを入れ込んでもいいのと違うかなあ。どうでしょう。

(弘本委員) 本当は、何かそれも、文化産業の一つみたいな感じだと思うんですけどね。でも、そう言ってしまうとわからなくなってしまうので、今おっしゃ

っているような。

(三宅委員) 特に、芦屋の文化政策とか、そういう、違うってところの見せ所かな。

非常に老人ホームとかの文化活動って、結構、ギャラリーとかやって、シニアハウス、結構、文化活動、展示会やっていますね、ギャラリーで。ああいう活動が、非常にレベルが高いし、見ごたえがあるものなので、積極的に位置づけて、どっちかっていうと、今、高齢者がいっぱい増えていて、そこで、ものすごいアーティスティックな活動をしていてびっくりしたんですけど。割と古典とか、そういうところの施設でやっているっていうのは、特徴的だなあと。

(中川会長) 一旦、これ、まとめます、もう。付録のほうへ送りましょうか。

それでは、次。「まちの寺子屋」。これは、県が進めているのですか。

(事務局細見) 今も、県の補助として、県民交流広場事業があります。それは、集会所でも取り入れて、事業がされています。

(中川会長) 県民交流広場事業イコール「まちの寺子屋」ではないわけでしょう。

(事務局細見) 「まちの寺子屋」ということで、事業をされている。

(三宅委員) 芦屋から大阪の高校行ったのですが、大阪の高校では、1年では文楽観て、2年では歌舞伎観て、3年では能観てって、そういう芸術観賞をやって。芦屋って、これだけ能の舞台に出て、芦屋市が舞台になっている芸能とか芸術とか、小学生か中学生が教育の中で知ること、全然無くて、そういうのが見れるっていう、これ、さっきの、ちょっと前のやつなのかもしれませんが、そういう地域性のある施策というのを、ちょっと青少年の、まあ、これ教育のところに入れたら、どっちか迷ったんですが、一切、何か、鶴から雲林院から、こうね、あの、公光から、いろんな、芦屋にまつわる文化とか文芸を知る機会って、小学校の授業で全然無いので、ちょっと入れたらなってしまうんですけども。

(河内委員) 大体、県の出してくるのはね、阪神間に合いにくいね。間違っているというわけじゃないけど。芦屋らしさと、ぴったりこないね。

(事務局細見) 事例ですが、夏休み「まちの寺子屋」(おもちゃ作り)とかを取り入れているところも、集会所によっては、あるということです。内容は、違いますけど。

(河内委員) 何か芦屋らしい文言か何か欲しいですね。兵庫は大きい県で、職員には阪神間以外の人も多いから、そちらで当てはまるケースと、阪神間で当てはまるケースが合わないことがよくある。何か、文言とかで工夫がいるな、ふた工夫がいるなといつも思うんです。

(中川会長) はい、ちょっと時間が無いので、「マイクロバス」も、ちょっと付録のほうに、一旦送ってください。それから、「寺子屋」、これ残りも、一旦付録のほうへ送ってください。次に「『美しい日本語』の学習」も付録のほうへ。常体「です・ます調」、これは当然統一しなくちゃ駄目だと思いますが、どこか常体のところで、「です・ます」調が、ばらばらになっていましたか。

(河内委員) 注は全部、「ます」にしてないの。

(中川会長) それは、ちょっとチェックしてください。「いう」とかね。

(松委員) 注を全部常体にするんだったら、全部そうしたほうが。

(中川会長) 注が常体なら、全て常体で。敬体なら、敬体で。それでは次、アートプロデューサー組織、これはですね、付録では具合悪いです。それと「顕彰を通じた若手芸術家への奨励制度」、これも、付録では具合悪いです。これは、この委員会を通して、全体そういうふうに、もうなりましたから、具体的な事業として、ちょっと興して頂けますか。

それから、「絵画、造形だけでなく音楽関係の発表会」は、具体的には、音楽には、行政協力していないのかな。ちょっと、これは、付録に入れるにはどうだろう。行政はちょっと抵抗あるんだろうか。まあ、後ほど意見もらいます。

それから、お稽古事については、議論があります。お稽古事を行政が支援するわけにはいかない。この壁はどうします。

(松委員) お稽古事というのは、一つの芸術団体であっても、生徒さんをとっている以上、お稽古ごとと呼ばれたりするんですけど、敢えて「お稽古事」っていう言葉を使わなかったんですね。教室として、指導も行っているという言葉にしたんですけど。まあ、要するに、平たく言えば、お稽古事の教室だったりするんですけど、その教室の1番上の方は、芸術として、日本を代表するようなことをされていたりというようなところが、いくつもあると思いますので、芸術団体っていう認識で考えようと思いました。

(河内委員) それは民間芸術団体。

(松委員) そうですね。

(三宅委員) 集会所とか、コミスクとか、その、役所の施設の方で、そういうことを、フル活用していくような支援っていうのができる。

(松委員) 違うというか、まあ、それもある程度あると思うんですけど。

(河内委員) 要するに、これ民間ですよ。

(松委員) そうですね。

(河内委員) どっちかと言うと、公立のイメージはないほうを言ってるわけでしょ。それをもっと活用しようということだから。

(中川会長) そやから、それを活用するためのルートをどう開くかですよ。いきなりそういうものも行政が支援すべきだという論理はジャンプしてるんですよ。前にも何遍も言うてるように、どうしてあの人なの、どうしてその分野なのと、必ず議会は文句言いますよ。

(松委員) お金を支援するかどうかですよ。

(河内委員) まず情報やね。もっと知られたらもっとうまくいくこといっぱいあるんですね。

(中川会長) これは前の会議録にも載ってるでしょ。何で村上春樹なのと言われるに決まってるわけよ,谷崎あるじゃないかとか。そのときに,じゃあ例えば,こういう造形芸術なら芸術団体を支援します,いや,こういう美術の団体を支援します,こういう音楽の団体を支援しますといったときに,どのルールでやるんですかというのが見えないわけで。

(菘委員) というか,どちらかと言うと,ここをお金で支援しようというのではなくて,ほとんど今,市とそういう芸術団体との情報の交換がないというか,お互い何をやっているのかとわかり合っていないので,もう少し連携していくということであって,別に特定の芸術団体にお金を渡すとか,そういう支援をすとかいうわけではなくて,活動をわかり合っていく。

(河内委員) だから,まさにコーディネートですよ,支援じゃなくて。

(菘委員) お金の支援ではないです。だから連携と書いているのですけど。

(河内委員) コーディネートに近いと思いますよ。

(菘委員) 要するに,つながり合っていけませんか。今,余りつながらなさ過ぎじゃないですかという。

(中川会長) わかりました。これも付録に一旦送ってください。

(三宅委員) 情報のときにはそこを出せばいいですね。実際にそれによって人が来て,そこでお金をかなり芦屋の場合は落としているので。芦屋の商業なんてほとんどそれに付随している。

(河内委員) うまくやれば芦屋らしさが一番出やすいところですよ。さっき言い忘れたのが,この下のところ,市外への発信ね。すごく大事なので,内輪だけ

やったら何もならんで、これだけ強調して入れておきました。言い忘れました。

(中川会長) 以下、二重かぎ括弧、箱になっているものについて付録に送るべきか、本文の中の施策の方向として掲げるべきかの判断については、大体今の整理の仕方でちょっとずつ何かスタンダードができてきたん違うかなと思うんですね。ですので、ここから先はもう時間不足もあるので、あと皆さんお気づきのことがあれば、もう任意におっしゃっていただくということで、一旦ここで打ち切ります。後の処理はちょっと事務局と私と副会長先生等にゆだねて頂けますか。それから申しわけないですけど、弘本さんもちょっと最後までつき合ってくださいな、せっかく作業してもらったので。

(弘本委員) はい。

(中川会長) 以下、30ページまでの残りがありますが、ごらんになった上で何か補強すべき意見があればおっしゃってください。

(河内委員) 21ページに書いてありますが、近隣の行政との提携ですね。やっぱりこれは入れたいですね。本当に阪神間は交換作用がありますので、やっぱりちょっとこれは一言、何かこういうのを入れたいと思いますね。

(中川会長) 新規の「神戸、西宮など近隣地域の文化施設との情報共有など」ですか。

(河内委員) それから上に「阪神間の文化的土壌を未来にひきつぐために、近隣の行政地域との交流を推進します。」もちょっとありますよね。

(三宅委員) だから阪神間のミュージアムネットワークみたいに、そういう隣とやるほうが特質を、阪神間モダニズムとか出せるようなものは、こういう連携ってかなり必要だと思います。

(河内委員) これはもちろんそうですね。それから、これは言うと言弊ありますが、オペラをルナ・ホールよりアルカイックでやったほうがいいんじゃないかと

か、そんなにすべてを芦屋でやる必要もないのかなと。私の意見はちょっと書きませんが、ということです。

(三宅委員) 屋根等のカラーのところはカラーというのはなかなか限定しにくいので、実際にあるものとして、芦屋のお屋敷町を代表とする芦屋の地場石材、そういう御影石の景観とか、具体的なもので地元の御影石を生かしたとか、何かそういうカラーは、色は難しいので、少し具体的な庭木とか、芦屋の特有の地場石材の花崗岩とかというところもどうかなと思っていますけど。まあそこまで言わなくても。

(事務局細見) 当初に資料の説明をしたのですが、この芦屋の都市景観条例がありますので、そこに色彩の基本的な事項が定められていますので、こちらに書いても、齟齬をきたすのではと思います。

(中川会長) 今のは、もう削除してください。これを書いても意味がない。これは芦屋市の景観地区のガイドラインの中にちゃんと書いてあります。赤とかダイダイ系の色相を使用する場合は彩度6以下、黄色系の場合は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下、だから、これに抵触しない限り行けるんですよ。禁止する色はないんです。だから、もう条例上言えないことは、もう入れても意味がないので、ちょっとこれはもう削除せなしゃあないですね。使用してはいけない色というのはないわけです、事実上。

それから芦屋の風景のアーカイブ化、これも付録のほうに送ったらどうでしょう。ほか、ないですか。

空き教室を芸術家のアトリエとして提供する。子どもたちにワークショップを行うことを義務化するというのは、これはちょっと難しいかな、義務という言葉はすごく抵抗あるのと違います。奨励するぐらい。

(柴田委員) あき教室をアトリエとして提供してもらうかわりにという、交換条件なのかなというふうに読んでたんですけど。

(中川会長) そうか、子どもたちに対してやね。

(河内委員) 子どもたちの義務じゃないんですね。

(中川会長) それでも義務化は難しい。子どもたち, そんな芸術家にワークショップしてもらいたくないと拒否するかもしれんじゃないか。拒否する義務もあるよ。

(柴田委員) 個展やコンサートの会場として自宅の一部を提供してくれる人を募り, リスト化するというアイデアは興味深いです。この内容については, 私どもの会社にも問い合わせがよく来るんです。

(中川会長) だから, これも付録に送ったらどうですか。

(三宅委員) これなんか割と芦屋らしいですよ, 民というか。

(中川会長) このアイデアは付録に入れといたら。

(三宅委員) これ空き教室というのは, 何か割と珍しく人口と小学生が増えてるこの芦屋で, この空き教室というのは, ちょっと何か過疎地みたいな感じが。

(事務局細見) 空き教室というのは, 今現在ほとんどないです。一部はありますが。

(三宅委員) だからこれちょっと, この文言, 何かほかの言い方のほうが。

(井原委員) 施策の方向で空き教室と書いてあるのは, それは休日だから空いてるということですか。

(事務局細見) そうですが, それは市立学校使用条例と規則がありまして, 空いている日に, 条件を満たせば申し込んでいただいて, 利用するという意味です。

(井原委員) 多分こちらの文章の空き教室と誤解を招くような気がするんですけど。

(事務局細見) 教室を使うのは比較的少ないと思うのです, グランドとかが多いと思います。

(中川会長) じゃあこれ削りましょうか。行政側に言ってもできないことは言ってもしかたがない。

それから、基金は既に助成先決まっているからとか、こういうことが書いてありますが、これはどう処理します。

(事務局細見) これは、経過的に増額になった場合に、こういうものを適用して進めますというふうに書かれているんだと思うんですが。こういうことが増額になるということは、これに関するいろんな規則とか要綱とか改正されてきますので、そこで意思決定がされるということで、基本的にはこういうことは通常事務の中で進んでいくということですので、改めて書かなくてもいいと思います。

(中川会長) 確認しますけど、芦屋市民文化振興基金は現実にあるし、そこからその基金を活用した芸術文化活動助成は現に行われている。

(事務局細見) 芸術文化活動助成要綱があります。

(中川会長) それはどこが所管してます。

(事務局細見) 市民参画課です。

(中川会長) 地域文化活動助成補助事業いうのもやってる。

(事務局細見) これは生涯学習課です。

(中川会長) それはどういう助成審査基準があるんですか。毎年審査するんですか。

(事務局細見) 取扱い方針があって、それに基づいて社会教育委員の会議にかけられて、審議されています。

(中川会長) それは、基金条例で決まっているわけですか。

(事務局細見) それは基金条例ではないです、文化団体の補助事業です。

(中川会長) 芸術文化活動助成は。

(事務局細見) それは基金条例に関するものです。

(中川会長) 基金条例における審査機関はどこですか。

(事務局細見) それは市民参画課です。芸術文化活動助成では、例えば県大会、全国大会に参加したとか、そういう細部のとりきめがあって、そういう大会への参加した個人、団体に一部を助成するとか、顕彰をすることが決まっている。助成したものは事務報告書に記載されています。

(中川会長) オーバーホールせなあかんの違いますか、それも。

(事務局細見) 助成するものを非常に限定的にしているということです。

(中川会長) 微々たる助成だということですかね。

(事務局細見) やはり総額で二十万円ぐらいです。

(中川会長) そんなに大した額じゃないし、ちょっとしばらく置いときましょということになったのかな。

(三宅委員) 芦屋の問題として、もうここ最近でも次々と名建築が取り壊し、取り壊しという中で、他市ではそういうところを文化活動の拠点として、さっきの民間のスペースじゃないですけど、今後また続々とそういうのが出てくる予想というのがされる中で、何かそういうしょうもない、今、新たに新規の中途半端な公共施設ができて、造るよりは、余計に高くつくのかもしれないですけど、少しそういう活用ができるような意思だけはどっかに入らないものかなと。

(中川会長) 建築物。

(河内委員) 公共のものに転用するということやね。

(三宅委員) 転用する，しょうもない施設を今造っていくよりは，よほど価値のあるものが，今年でも何個か名建築が取り壊しで，これ，あと10年の間でほとんど芦屋からなくなるんじゃないかという勢いで，そういうのを非常にそこは危機的な，文化的な景観の危機的最後の，全滅するかという状況なんで，そこを文化として守れるような。

(中川会長) 文化財として認めるかどうか。

(三宅委員) そこを文化施設の活用とか文化の拠点として，かつてはそういうところが文化のサロンに，それは民間の力でなっていたんでしょけど，それが持ちこたえられない状況になったと思いますが，これから全滅に向かう秒読みという状況の中で，少し何とかならないんかなと。

(中川会長) 大正建築，昭和初期建築まで含めて文化財と考える自治体が増えてきてるんですよ。

(三宅委員) 登録文化財で何件か出てきてるんですけど，芦屋の場合は，ほとんど他市で登録文化財になってるぐらいのものでもほとんどまだ位置づけされていないので，登録文化財になっても民間のものなので，なくなっていく運命ではあるんですけどね。これがなくなったらもう芦屋の景観はという状況です。これは文化のところでやるのか，難しいですけど。

(河内委員) けど，かなり芦屋にとっては大事なテーマですよ。

(中川会長) だから，担当するべき部局とすればここですよ。ここの担当局，芦屋景観担当部局，これは都市計画課ですか。ここはそういうふうな問題意識を持ってるかやね。

(三宅委員) 全く部局はかわることなく，毎年ですよ。

(中川会長) 例えば枚方なんかでしたら，もう大正・昭和建築を文化財保護課がや

っています。芦屋の場合はそれをどこが担当するか、多分所管ないやろな。

(河内委員) このところが非常に難しいですね。

(三宅委員) 実際にあそこで貴志康一が音楽を習ったり、文化サロンになって絵画も含めてはぐくまれて、一部、小出櫛重のアトリエが保存されている。

(河内委員) 復元ですけどね。復元もいいですけどね。いや、だから単に残せって言いにくいけど、何かほんまありきたりな建物建てるんやったら、それを転用してもいいんじゃないかということですね。

(中川会長) はい。それでは一応最後まで見たということで、一旦ここで議論を打ち切りますが。

(弘本委員) 一つだけいいですか。時間ないところ。9ページの課題の1, 2, 3, 4とありますよね。ここの順番を、私はもう後ろの順番と合わせるような形で、4「文化資源を活用した地域づくりの推進」をもう思い切って前に持ってくるというふうにしてしまってもいいのではないかなと思いますけど。

(中川会長) はい。それと、私個人として意見を言います。第7章、計画の進行管理。ここを、進行管理状況を管理し、必要に応じて改善していくことが重要ですよ。こう書いてある限り、ここの最初の冒頭に書いてある、施策の評価を踏まえというのと対応させなだめですよ。これ物すごく抽象的なんで、ここに文化振興審議会が施策の進行管理を行います、評価を行いますとはっきり書かんとあかんのと違いますかね。

それと施策の進捗状況管理、政策評価をやりますということと、それを受けて、この計画を進行させていく具体的な実施体制である文化振興連絡会議みたいなんがあるんですかね。

(事務局細見) 連絡会議というのは、今のところはないです。

(中川会長) じゃあ作るということで望んでいったらどうでしょう。文化振興関係課長連絡会議でも何でもいいし。それが無い限り、事務局が単独で調整する

羽目になりません。

(事務局細見) ちょっと分かりにくいのです。どのような形で事務的に進めたいのかということがですね。

(中川会長) 総合計画審議会は総合計画の進捗評価をしてるんですか。

(事務局細見) 事務事業評価票として毎年作成しています。

(中川会長) いや、事務事業評価は内部でもできます。政策評価です。

(事務局細見) そのところが十分、中身がちょっと分かりませんので、そこら辺も含めてどうなのかなという。

(中川会長) もう一度政策体系言いますよ、芦屋市としての。総合計画に基づく各事業施策体系ができますよね。保健・福祉・教育・医療・環境、そこがいろいろあるわけですから、文化。その柱ごとに中位計画が位置づきます。中位計画は、基本構想、基本計画よりさらに詳しい計画です、これですね。それが大きな体系を、具体的な中位計画が支えるわけです。総合計画全体での政策評価、進捗評価も神戸市はやってるわけです。前期評価委員会、後期評価委員会やっているわけです、1年間に前半、後半、総合計画。

総合計画は前期5か年計画、後期5か年計画と分けてやっているわけだから、10年計画だけど、今年いよいよ2010年プランが終わったんで、もう2011年プランに次年度移っているわけです。また再び、前半と後半で評価委員会やるわけですよ。それは総合計画全体で8章あるんですけど、各8章ごとに四つずつ目標指標が掲げられています。だから全体で32指標あるんです、すべての分野において。

だから、例えば参画協働という部門もあるし、文化という部門もあるんだけど、例えば文化の部門だったら指標はたった四つしかないわけですよ、評価する指標は。この1年間、芸術文化活動に従事したことがある、みずから発表の機会を行使、やった経験を持っているという人の市民の比率が何%という、1万人アンケートとるわけですよ。それが上がった下がったでそれを評価していくわけです。

ところが、例えば参画協働部局やったら、たった四つだけの指標だけじゃ足りんということで、参画協働基本方針のもとに、合計 40 ほどの指標を内部で作って、参画協働審議会でそれを討議するわけです。意味わかります。

総合計画は広く全体を審議する機関であって、それを受けている中位計画のグループにはまたその個別審議会がくっついてますと、こういうことを言ってるんです。そういう計画でしょと、私、聞いているわけです。

(事務局細見) だから今の評価の部分でも、細かく書かれています。

(中川会長) だからここで評価するのは、総合計画審議会が評価するのとダブリはしませんと言っているのです。

(事務局細見) いや、そこら辺のところは私どもも中身はちょっとわかりませんので、そこは審議会の中でそれは議論して頂くものだという。

(中川会長) 審議会の中で議論すること違う。それは行政が提案しないと。

(事務局細見) それで、結果的に、今、同じような総合計画での評価というのを細かく位置づけをされてまして、その部分として細かくそういう事業についても細かくあがっています。だからそこら辺のところの目標設定とか、そこら辺のところ、どの項目について何をあげるのかとか、そこら辺がちょっと私のほうとしては分からないのです。

(中川会長) 一般理論として言うならば、総合計画の項目と、こちらの項目とでは量が違くと。これは総合計画の基本目標を実現するための中位目標やから、これが達成されていって総合計画が実現するわけじゃないですか。これを無視して総合計画でできるわけないでしょ。そうじゃないんですか。

これを、じゃあ進行管理する役割を審議会が持ちますよということを条例で決めたじゃないですか。

進行管理するということは評価しなくちゃいけないじゃないですか。それを評価する役割をここに書いてないじゃないですか、計画に。条例よりも甘くなってるじゃないですか。まずそれがおかしいと私言ってるわけです。第7章に計画の進行管理というのが、審議会がすることになるんじゃないん

ですか。

(事務局細見) その審議会、というのは、施策の評価をどういう形ですかというの中身がちょっと十分理解ができていないので、事務局でちょっと書けませんでしたので、ここにはざっくりとしたことしかようお書きしてないんです。

(中川会長) なぜ審議会が評価するというふうに条例でなったか、もう御存じでしょ、行政が評価したら、必ず火の粉浴びますよという話だったでしょ。行政が文化政策の自己評価というのを勝手に評価なんかして、あの芸術家には支援します、これには支援しません、こっちの政策に比重置きます、これはやめますなんてこと勝手にやったら、それこそ火の粉浴びますねという話だったでしょ。行政が直接文化政策に関する取捨選択の権限を握るということはおかしいということだったでしょ。だから第三者機関である審議会にゆだねるべきだという議論じゃなかったんですか。

(井原委員) 第1章の6の進行管理と、第7章の進行管理は同じと考えられるものなんですか、それとも違うものなんでしょうか。

(中川会長) 第1章の進行管理というのはどこですかね。

(井原委員) 第1章の計画策定に当たっての「6 進行管理」と。

(中川会長) そうですよ、一緒ですよ。

(井原委員) 一緒で、さらに第7章は詳しく説明しているものと考えていいんですよね。

(中川会長) そうですよ。

(井原委員) だったら、やっぱりここにもう既に審議会と書いてあるんで、後ろにも入れないといけないということですよね。

(中川会長) 何でもかんでも行政が矢面にかぶって、文化政策やったらえらいこと

になりますよと。だから第三者機関である文化振興審議会にその判断をゆだねるといふ、それが一番いい方法じゃないですかということとそこに来たんじゃないかなと僕は思っていますけど、間違ってますか。

ちょっと8時過ぎましたので、一旦ここで置きましょう。

(井原委員) 一つだけお願いなんですけども、先ほど私が上げさせて頂いたもので、13ページの、長期、中期とか何か書いているのはもうなしにしましょうと言ったんですけど、既に行われていることと、新規で始めることと分けて表記するというふうにちょっと提案させていただいたのは残していただければと思って。ちょっと今も、計画を作ったことによって新しく何がさらに変わるのかというのが、例えば新規と書くなり、例えば二重丸してそれが新規の取り組みですとか書くとかして、計画ができたことによってさらに新しく何が始まっていったのかということが、市民の方に読んでわかりやすく説明できるようなものになってほしいなと思うんです。

というのも、京都市の創生計画ではそういうことをされていて、ぱっと見ると、この計画ができたことによって、新しく何が始まるんやなというのが本当に見て、一目瞭然でわかるので、京都市の25ページの、ちょっと参照していただければと思うんですけれども。

(事務局細見) 今現在、新規としての施策、この計画の段階で上がってくるものなのか、後ろに事業例として挙げてるところで、新規の事業例は、例えば凡例として、二重丸は新規事業というような形で表す。それが具体的にどの部分ということがもしあるのであれば、当然そういうところに出てくるんですけども。何を、新規として挙げるというのが明確になれば挙げられると思うのです。

(井原委員) 明確になった時点で構わないので。

(中川会長) 現実には、文化活動の、例えば28ページの文化活動に対する個人や企業等からの基金や支援の促進なども、これ全部新規ですよ、こんな、現実にやってへんでしょ、まだね。寄附税制等に関する周知、これはここの部局の仕事じゃないから。

(事務局細見) いや、基金の言葉のことなのですか。

(中川会長) 基金のところはやっています。文化活動に対する民間支援活動も促進
というところですよ。

(事務局細見) ホームページにきちっと表題を入れていまして、税制の説明も、そ
れからどういう事業に寄附金を充てたいですかということで、公共施設等整備
事業、社会福祉友愛基金、市民文化振興基金、スポーツ振興基金など、12
項目が明示され、もう既に入っています。ふるさと納税、民間支援活動もホ
ームページに載せています。

(井原委員) はい。私、それホームページを拝見してここに入れさせて頂いたんで
すけども、ふるさと納税という方法で市民文化振興基金への寄附ができると
いうことを知っている人はいないと思うので、ほとんど。

(事務局細見) いや、それは選択肢、寄附したいというときにはどの事業を選択し
ますかということの例示も書かれているので、広報として名称も含めまして
表向きには出ている。

(井原委員) そうしようと思って自分で調べた人はわかると思うんですけども、た
だぼんやり何となく興味のある人に、わからせようとするのであれば、ここ
にもう一言書いておいたほうがいいんじゃないかなと思うんです。ふるさと
納税という方法で振興基金へ寄附ができるという。

(中川会長) なるほど。ふるさと納税を活用した文化振興基金への寄附ということ
ですね。

(中川会長) 書いてあるけどな。

(井原委員) いえ、私がそれを今、提案で入れさせてもらいました。

(中川会長) だから主な施策のところ、このとおり入れてくれということですね。

(井原委員) はい。

(中川会長) 入れたらいいでしょ。それでは、一応一旦ここで閉じていいですか。

(井原委員) はい。

(中川会長) タイムオーバーしますので、ちょっと進行では、おわび申し上げます。

まだまだちょっと意見調整も必要かなという気もするんですけど。とは言いつつながら、ちょっと時間の制約もある。ここから先は、ちょっと先ほど軽く御承諾頂けたかなと思うんですけど、私と副会長先生と事務局と、それから弘本さんにもちょっと助けて頂いて、最終文面を作るということで御一任頂けます。いかがでしょう。8月中にもう一遍やったらどうかという意見もあるんですけど、事実上8月中はほとんど無理みたいです、皆さんの日程表を見てたら。合う日が余りないんですね。

書き方については、このような書き方の見本がありますが、基本的には、アイウエオ順に並んでいることの後ろに、施策の方向、主な施策という並び方ですね。これはこれで踏襲していくと、その書き方をどうするかというところですよ。

非常に楽しいというか、おもしろいなという提案もありましたけど、主な施策に入れるにはちょっと施策のレベルが、具体性がはっきりし過ぎているというものについては付録に送ると、参考にしてくださいという。ただ、今回、主な施策に入れるとはっきりしたのは、プロデューサーシステムですね。プロデューサーをもっと採用するというのはちょっと施策に入れようということになりました。

ですので、事務局さんとアドバイザーとこちらと、合計この5人でもう一遍つくり直しいたします。

調整後のものは事務局から委員の皆さんに送らせて頂くということでいいでしょうか。

そのほか、事務局さんから何か確認すべきことございますか。

(事務局細見) 1点ですが、意見の中で、学術研究拠点づくりというのが、書いてあります。これは趣旨というか、難しいというか、どういう想定なのかなというのが。

(中川会長) これ言うてる趣旨がどういうことですかね、御提案なさった委員さん。

(井原委員) はい、私です。

(中川会長) どういう趣旨ですか。

(井原委員) 文化施設といっても、美術館とか博物館とか図書館とか、あとは文化ホールとか、いろいろありますけれども、専門員がいる場所とそうでない場所がありますよね。そういった中で、専門員が、例えば美術館だったら学芸員がいたとしても、なかなかそういった学術研究が業務範囲にありながら、させてもらえないような状況もあったりするのです。もちろん文化ホールなんかに関しては、専門員すらいないわけですが、それでも、学術拠点を逆につくってしまうことによって、そういった文化施設が研究拠点にもなり得るということをちょっと想定して書かせていただいたわけです。

(中川会長) 今の芦屋では難しいでしょ、ここまでは。

(菘委員) 芦屋市立美術館なんかはずっと具体とかの世界的なものでよくやっていたのですが、でも、今、その学芸員さんなんかも、もう離れないといけなくなっていて、今、全然形態が違っているように感じています。

(中川会長) ちょっと難しいと思います。理想としてはわかるけど。要するに、本来のインスティテュート (institute) としての機能を温めていきたいと思いますということをおっしゃってるんですね。だけど、今の芦屋の実力でインスティテュートを持ちこたえる力がなくなると。

(弘本委員) 何か研究機関との連携とか、それぐらいの言い方であれば可能性はあると思うんですけど。

(河内委員) ちょっと学術という言葉が難しいね。研究拠点のほうがまだしもと言うか。けど、学問という感じじゃないと思うんで、研究拠点ですね。本来はそうあるべきなのですけどね。

(中川会長) なるほどね。だから博物館，美術館，文化ホール，これらがその対象だと思っている，図書館もそうだけど，今それを言ったところで芦屋には通じないと思います。物すごいグレードの高い要求していると思う。通じないです。文化振興財団も解散しているし。

(井原委員) 言葉だけ入れとくことはできないかなと。

(河内委員) 芦屋には民間では可能性があるというのをいかに取り込んでいくかです。芦屋市は無理ですよ。だって，お金ないんですし。

(中川会長) だから公立施設でそれを要求するのはもう無理やと僕は思いますね。理想論としてはわかる。本来のインスティテュートにきなさいという意味やから。博物館は見せ物小屋じゃないと，図書館は貸し本屋違う，文化ホールは演芸場と違うという意味やから。そこまで行くにはまだ時間がかかる。だからそれは削除してもらって結構です。よろしいですか。ほか，ありますか。それでは，次回の予定をちょっと御説明いただけますか。

(事務局細見) 今後の予定としましては，一応，非常に厳しい中なのですが，9月の市議会の総務委員会，上旬ぐらいになるんですけども，まだ今回の分がまとまらないと報告ができません。今後，パブリックコメントを実施し，市民意見の募集をします。それで，その市民意見を整理するほか，審議会で協議し，検討を加えていただく予定にしております。

念のため，この案としてまとめて頂いたものは，また市民意見などを踏まえ，修正することが可能ですので，申し添えます。

(中川会長) それではパブリックコメントに付する前の案を，いつごろまでを目処として作りましょう。10月頃ですか。ほかの委員にも見てもらわないといけませんよね。

(事務局細見) それでは，この取りまとめに時間を要しますので，パブコメ後の開催は，調整後連絡させていただきます。

(中川会長) 副会長さんは、大所高所から見てくださると思うんですけど、今日までの積み上げてきた議論をもう一遍政策レベル、施策レベル、そしてアイデアレベルとして精査するという事はできると思うんですけど、書き方をちょっと調整するには政治判断も要ると思うんです。それについてはこちらで作るよりも、やっぱり事務局が精査せなしゃあないと思う。次に副会長、弘本委員、竹内アドバイザー、事務局の5人で、原案、まずキャッチボールしてもらって、進めていきます。ご苦労様でした。